4023 日 ASEAN 包括的経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

我が国は日 ASEAN 包括的経済連携協定で規定する原産地規則をみたす締約相手国の物品に関し、協定附属書一第十二部のスケジュールに従って関税撤廃(譲許)を行います。なお、日本側における即時関税撤廃、段階的関税撤廃・引下げ、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第十二部の第一節「日本国の表についての注釈」1で規定されています(参考1)。また、より詳細な関税削減についての区分は、附属書一第十二部の第一節「日本国の表についての注釈」2で規定されています(参考2)。

(参考1)

表4欄	内容	備考
Α	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目(例:ドリアン、 えび、えび調製品等)
Bn	協定の発効日から「n+1」回の毎年 均等な関税の引き下げにより、基準 税率から「n+1」回目で撤廃	段階的関税引き下げ撤廃品目 n=5,7,10,15 (例:塩蔵なす、カレー調製品、く らげ等) 初回:協定発効日 次回以降:4月1日
С	協定発効時から基準税率を適用	チョコレートその他ココアを含有す る調製食料品の一部等
R	日本国の表の5欄の注釈(※譲許表 の注釈参照)に従い、関税削減	鶏肉調製品、合板(熱帯産木材を使用したもののうち関税が6%及び8.5%のもの)等
X	関税の撤廃又は引き下げの対象からの除外	除外品目 (例: 米麦、米麦調製品、 乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖・ 砂糖調製品、でん粉、パイナップル (缶詰等を含む)、合板(熱帯産木 材のうち関税が10%のもの、熱帯産 木材以外のもの)、かつお・まぐろ、 水産 I Q品目等)

(参考2)

表 5 欄	内容	
(a) ~	11 回、もしくは8回の毎年均等な引下げによる、3.8%~20%までの関	
(x)	税削減。	
(y)	「1キログラムにつき 24 円」から「1キログラムにつき 12 円」までの	
	11 回の毎年均等な引下げによる関税削減。	
(z)	「1キログラムにつき8.50円」から「1キログラムにつき4.20円」ま	
	での 11 回の毎年均等な引下げによる関税削減。	
(aa)	11 年目までの「1 キログラムにつき、課税価格と 73. 70 円との差額 (そ	
	の率が 5.0%の従価税率より高いときは、当該従価税率)」までの関税削	
	減。	
(bb)	1 1 年目までの 「9.3% (その率が 1 キログラムにつき 7.19 円の重量税	
	率より低いときは、当該重量税率)」までの関税削減。	

日・ASEAN の関税譲許に関する条文

- ・日本の表(協定附属書一)(和文) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k1.pdf
- ・日本及び ASEAN 各国の表 (協定附属書一) (英文) http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html